別記様式第二号を別記様式第三号とし、別記様式第一号を別記様式第二号とし、同様式の前に次の一様式を加える。

別記様式第一号

（表面）

第　　号

消費者安全法第11条の24第１項の規定により立入調査等をする職員の

身　分　証　明　証

写真

出スタンプ押

官職及び氏名

年　月　日生

年　月　日交付

消費者庁長官　㊞

（裏面）

消　費　者　安　全　法　抜　粋

（報告、立入調査等）

第十一条の二十四　内閣総理大臣は、試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対し、試験業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該登録試験機関の事務所に立ち入り、試験業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

２　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考　大きさは、日本工業規格Ｂ８又は日本工業規格Ｘ6301「識別カード－物理的特性」の4.5ＩＤ－１とする。

附　則

この府令は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○内閣府令第十六号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「及び企画官」を削り、同条第一項中「及び企画官一人」を削り、第四項を削る。

附　則

この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○内閣府令第十七号

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）附則第三条の規定に基づき、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府令

（消費生活相談に準ずる事務）

第一条　不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（以下「法」という。）附則第三条第一項の内閣府令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

一　消費者団体における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務

二　事業者における当該事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務

三　国の行政機関又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務

四　前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる事務と同等以上のものとして消費者庁長官が指定するもの

（法附則第三条第一項の内閣府令で定める相談に適切に応じることができる者の基準）

第二条　法附則第三条第一項の内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　次に掲げるいずれかの資格を有すること。

イ　独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

ロ　一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

ハ　一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

二　法第三条による改正前の消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第八条第一項第二号イ及びロ若しくは第二項第一号及び第二号に掲げる事務又は前条で定める事務（以下この条において「消費生活相談又はこれに準ずる事務」という。）に通算して一年以上従事した経験を有すること。

三　法の施行の日から遡って五年間において、消費生活相談又はこれに準ずる事務に通算して一年以上従事していない場合には、法附則第三条第二項に規定する講習会（以下単に「講習会」という。）の課程を修了すること。

２　法附則第三条第一項の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を都道府県知事又は市町村長に提出しなければならない。

一　前項第二号に該当する者であることを証する書類

二　前号の書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあっては、消費生活相談又はこれに準ずる事務に従事した経験を有することを証明するため当該都道府県知事又は市町村長が適当と認める書類

三　前項第三号に該当する場合には、第三条第三項の修了証